

## 広報たかしま有料広告物掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 広報たかしまへの有料広告物の掲載の取り扱いに関しては、高島市広告掲載に関する取扱要綱（平成19年高島市告示第18号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(有料広告物の掲載位置等)

第2条 有料広告物の掲載位置・規格・枠数・掲載料等は、次のとおりとする。

掲載位置	みんなで5・7・5 最下段 または暮らしの情報 最下段
規格	縦の長さ28mm×横の長さ85mm 1色刷り
枠数	1号につき12枠 公募の結果、広告枠に空欄が生じる場合は、応募者の希望により2以上の広告枠を使用することができる。
掲載料	1か月（1発行号限り）10,000円
有料広告物の作成は上記に基づき広告主が行い、市が提示する締め切り日までに完成データで提出する。	

(その他)

第3条 その他有料広告物の掲載に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

付 則

この要領は、平成19年5月24日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成19年12月26日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に広告の掲載を決定しているものについては、なお、従前の例による。

付 則

1 この要領は、平成20年3月10日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に広告の掲載を決定しているものについては、なお、従前の例による。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に広告の掲載を決定しているものについては、なお、従前の例による。